

柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第17号

柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

第 1 条 柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和 7 年大阪広域水道企業団管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用水量の認定)</p> <p>第20条 条例第29条の規定による使用水量の<u>認定は、次に掲げる水量により行う。</u></p> <p>(1) <u>前年同期間の使用水量</u></p> <p>(2) <u>前号の規定によることが適当でない</u>と認められるときは、<u>直前の計量期間における使用水量</u></p> <p>(3) <u>前号の規定によることが適当でない</u>と認められるときは、<u>直前12か月間における平均使用水量</u></p> <p>(4) <u>前号の規定によることが適当でない</u>と認められるときは、<u>10日以上の使用日数に基づく日割計算水量</u></p> <p><u>2 前項各号の規定により認定を行うことが適当でない</u>と認められる場合は、<u>その都度最善な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 使用水量の認定において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(使用水量の認定)</p> <p>第20条 条例第29条の規定による使用水量の<u>認定方法は、企業長が別に定める。</u></p>

第 2 条 柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(給水方式)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 直結増圧式 配水管の水圧を利用しつつ、これに圧力を加え、末端の給水栓まで直接給水する方式</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水方式)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項の規定による利害関係人の同意書の提出は、次の各号のいずれかに該当する場合に求めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。</u></p> <p><u>(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地若しくは家屋に給水装置を設置しようとするとき。</u></p> <p><u>(3) 土地所有者、家屋所有者以外の者が給水装置を設置しようとするとき。</u></p> <p><u>(4) 給水管を水路の上に設置しようとするとき。</u></p> <p><u>(5) 給水装置を撤去するために、他人の所有する土地を掘削するとき。</u></p> <p><u>(6) その他申込時、工事中又はその後に紛争が発生することが予想されるとき。</u></p> <p><u>5 工事の申込みにおいて民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号及び第2号の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>6 前項の場合において、企業長は工事申込者に民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を提出させることができる。</u></p>
<p><u>4 (略)</u></p> <p>(1) <u>3階建て以上の建物</u>で直結直圧式</p>	<p><u>7 (略)</u></p> <p>(1) <u>3階建ての建物</u>で直結直圧式によ</p>

により給水するとき。

(2) 直結増圧式により給水するとき。

(3)・(4) (略)

(給水装置工事の施行範囲)

第6条 (略)

(1) 直結直圧式又は直結増圧式で給水するものにあつては、給水栓まで

(2) (略)

第22条 (略)

(一時的な使用に係る加入金)

第22条の2 新設する給水装置が一時的な使用(1年を超えない期間に限る。)に供するもので撤去を前提とするときは、加入金の納付を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、一時的な使用に供する給水装置を引き続き専用給水装置等として使用することが明らかな場合は、加入金を納付させることができる。この場合において、当該加入金は、専用給水装置等に係る加入金に充てるものとし、差額がある場合については次条第4項各号の規定を準用する。

(加入金の追徴又は還付)

第23条 同一敷地内において給水装置を改造する場合は、その都度、第22条の規定により加入金を算定し、その額が既納の加入金を超えるときは、その差額を納付させ、既納の加入金を下回るときは、その差額は還付しない。なお、平成10年3月31日以前に取り付けられたメーター口径が13ミリメートルの給水装置にあつては、条例別表第3の規定にかかわらず、既納の加入金を60,000円とする。

2 (略)

3 給水を受けている者が、使用水量の増加により、メーターの口径に応じた使用水量の限度を超えて使用することになったときは、企業長は使用者等に対し、使

り給水するとき。

(2)・(3) (略)

(給水装置工事の施行範囲)

第6条 (略)

(1) 直結直圧式で給水するものにあつては、給水栓まで

(2) (略)

第22条 (略)

(加入金の追徴又は還付)

第23条 同一敷地内において給水装置を改造する場合は、その都度、前条の規定により加入金を算定し、その額が既納の加入金(平成10年3月31日以前に取り付けられたメーター口径が13ミリメートルの給水装置にあつては、条例別表第3の規定にかかわらず、その金額を60,000円とする。)を超えるとときは、その差額を納付させ、既納の加入金を下回るときは、その差額は還付しない。

2 (略)

用水量に応じた給水装置の改造等適切な処置をさせ、加入金の差額を納付させることができる。

4 第1項に定めるもののほか、既納の加入金との差額を納付させ、又は還付することができる場合については、次のとおりとする。ただし、還付する場合は、当該給水装置工事の施行範囲において、企業長が不要と判断した給水装置を全て撤去しなければならない。

(1) 加入金の納付後、工事検査前に工事の申込みを取り消した場合は、全額を還付する。

(2) 加入金の納付後、工事検査前に、工事内容の変更により当該加入金に変更が生じた場合は、差額を納付させ、又は還付する。

(手数料の負担)

第25条 (略)

2 前項の設計審査手数料及び工事検査手数料の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 工事対象の給水管口径に係る手数料の額とする。

(2) 直結直圧式又は直結増圧式により給水する共同住宅等で、各戸の給水装置に企業団のメーターを設置する場合は、各戸のメーターの口径ごとに算定した額の合計額とする。

(3) 貯水槽式の共同住宅等により給水する場合は、当該共同住宅等に係るメーターの口径に係る手数料の額とする。

(4) その他、申込み時の工種が複数にわたる場合の算定方法は、企業長が別に定める。

(料金等の納期限)

第29条 (略)

(手数料の負担)

第25条 (略)

2 条例別表第4第4項第4号の企業長が特別の理由があると認めるときとは、新設又は改造工事において水栓数が3栓以下のときとする。

3 前項に該当するときの工事検査手数料は、免除する。

(料金等の納期限)

第29条 (略)

2 加入金等の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日目に当たる日（当該日が日曜日等に該当する場合には、これらの日の翌日）とする。

（貯水槽の設置）

第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、貯水槽を設けなければならない。

- （1） 病院、避難所等で災害時、事故等による水道の断減水時にも水の確保が必要なとき。
- （2） 一時に多量の水を使用するとき、使用水量の変動が大きいとき等に、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。
- （3） 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするとき。
- （4） 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれがあるとき。
- （5） その他企業長が直結直圧式又は直結増圧式による給水を認めないとき。

2 加入金等の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して30日（当該期間の末日が日曜日等に該当する場合には、これらの日の翌日）を経過した日とする。

（貯水槽の設置）

第31条 次に掲げる構築物又は箇所において給水装置を利用し、又は所有する場合には、貯水槽を設けなければならない。

- （1） 3階建て以上の構築物。ただし、企業長が必要ないと認めるものは除く。
- （2） 一時に多量の水を使用する箇所
- （3） 配水管の断水時においても、必要最小限の給水を確保する必要がある構築物又は箇所
- （4） 前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める構築物又は箇所

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年10月1日から施行する。